

仕 様 書

1 件 名

文献資料調査等業務委託

2 履行場所

福岡市博物館(福岡市早良区百道浜三丁目 1-1)

3 履行期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 業務内容

(1)調査資料の写真撮影

(2)調査資料の全文テキスト化

※業務内容の詳細については、仕様付属資料を参照のこと。

5 留意事項

(1)本業務の遂行にあたっては、担当者と十分な協議、連絡を図ること。

(2)本仕様書に定めのない事項、または業務上疑義が生じた事項については福岡市と受託者が協議して定める。

(3)受託者は、本業務を遂行する上で知り得た情報又は秘密について、福岡市の承諾を得ることなく第三者に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4)本業務の遂行にあたり、発生した事故等については受託者の責任において対処することとし、生じた損害については、原則として受託者が負担するものとする。

(5)成果物を福岡市へ提出した後において、契約不適合が判明した場合には、受託者の責任において適切に対処すること。

文献資料調査等業務委託
仕様書付属資料

1 調査資料の写真撮影

(1)業務内容

本仕様書付属資料に記載の「2 調査資料の全文テキスト化」に利用するデータとして、
(2)に記載の資料の写真撮影を委託するもの。

(2)対象資料と数量

①九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵資料 3,650 カット

(3)撮影方法等

- ①撮影はデジタルカメラ、またはデジタルスキャナーで行うこと。
- ②撮影時の記録フォーマットはRAWデータまたは非圧縮 TIFF データであること。
- ③撮影画像の解像度は 400dpi 以上とする。
- ④対象資料は書冊、帳面の形態のため、見開きを 1 カットとして撮影すること。

(4)成果物

保存用として TIFF 形式のデータ、閲覧用として JPEG 形式のデータ
(約 5,000×3,200pixel 5MB)を、DVD-R 等の電子媒体に記録したもの1式。

(5)成果物の諸権利について

- ①本業務にかかる成果物は福岡市に帰属するものとする。また、成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、福岡市に無償で譲渡するものとする。
- ②福岡市は、成果物の一部を資料の所蔵者に提供することができるものとし、所蔵者は自らの事業に使用できるものとする。
- ③福岡市は、成果物を福岡市博物館の事業に使用できるものとする。
- ④受託者は、成果物について、福岡市博物館の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

2 調査資料の全文テキスト化

(1)業務内容

本仕様書付属資料に記載の「1 調査資料の写真撮影」で撮影した画像データおよび福岡市博物館から提供する画像データについて、くずし字に対応した AI-OCR ソフトを用いて全文テキスト化処理を行う業務。なお、以下について留意すること。

- ・使用する AI-OCR ソフトは、資料の文字の性質を分析した上で、最適な AI-OCR ソフトを選定すること。1 種類の AI-OCR ソフトで 80%程度の精度が担保できない場合は、複数の AI-OCR ソフトで処理すること。なお、精度については、無作為に抽出した複数枚の画像データに対する処理結果が平均 80%程度の精度であることを目視で確認する。
- ・AI-OCR の結果、1画像あたり 10%以上の行脱落があった画像については、目視で確認の上、当該脱落箇所に対して再度 OCR 処理を行うこと。
- ・資料の品質(撮影画質、料紙の破損・汚損、特殊な筆跡等)が原因で、AI-OCR 処理結果が 80%程度の精度を得られない場合は、別途、文字修正の方針について協議し決定するものとする。

(2)対象資料と数量

①九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門所蔵資料

- ・「1 調査資料の写真撮影」で撮影した画像 3,650 枚
- ・福岡市博物館から提供する画像 6,768 枚

※館から提供する画像は書冊、帳面の資料を見開き 1 カットとして撮影している。

(3)成果物

- ・画像データ1枚分のテキストを1行にして下記のように結合したテキストファイル
画像ファイル名①<tab>①の全テキスト<改行>
画像ファイル名②<tab>②の全テキスト<改行>
画像ファイル名③<tab>③の全テキスト<改行> …
- ・画像データの上にテキストを重ね、検索可能な状態にした PDF ファイル

(4)成果物の諸権利について

- ①本業務にかかる成果物は福岡市に帰属するものとする。また、成果物の著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)は、福岡市に無償で譲渡するものとする。
- ②福岡市は、成果物の一部を資料の所蔵者に提供することができるものとし、所蔵者は自らの事業に使用できるものとする。
- ③福岡市は、成果物を福岡市博物館の事業に使用できるものとする。
- ④受託者は、成果物について、福岡市博物館の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。